

最高裁秘書第1400号

令和3年5月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

4月16日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する
苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたの
で、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

74期司法修習生に対し、いつ、どのようなタイミングで弁護修習先を連絡する
ことになっているかが分かる文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第1573号

令和3年5月26日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

74期司法修習生に対し、いつ、どのようなタイミングで弁護修習先を連絡することになっているかが分かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年4月20日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第12号

(2) 謝問日

令和3年5月20日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第 1574 号

令和 3 年 5 月 26 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和 3 年度（最情） 諮問第 12 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

令和3年5月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

74期司法修習生に対し、いつ、どのようなタイミングで弁護修習先を連絡することになっているかが分かる文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、4月16日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

弁護修習における配属先弁護士事務所を司法修習生に通知するのは各弁護士会であり、また、各弁護士会が司法修習生に対し、いつ、どのようなタイミングで配属先弁護士事務所を連絡することになっているかについて司法研修所で把握する必要がないから、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。